

自衛隊の国連平和維持活動等における治安維持業務における装備に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年九月二十五日

小 西 洋 之

参議院議長 山崎正昭殿



## 自衛隊の国連平和維持活動等における治安維持業務における装備に関する質問主意書

一 これまで、我が国に対し、国連平和維持活動において、治安維持業務を行つてほしいとの国際機関あるいは特定国からの要請があつたことがあるのか。ある場合は、公式、非公式を問わず、その例を具体的かつ網羅的に示されたい。

二 従来の国際連合平和維持活動への自衛隊派遣と、治安維持業務の任務を想定した自衛隊派遣を比較した場合、自衛隊が装備する武器にはどのような違いが生じるか、なぜ違いがあるのかの理由を示した上で装備する武器の違いについて具体的かつ詳細に示されたい。現時点において装備する武器の具体的な内容が未定である場合には、どのような変化が生じると考えているか、なぜ変化が生じるのかの理由を示した上で当該変化について具体的かつ詳細に示されたい。

三 治安維持業務において、任務遂行のための武器使用は、従前の自己保存のため等の武器使用とその態様において何がどう違うのか。具体的かつ詳細に示されたい。

四 治安維持業務は、国連PKO等においても現実に多くの死傷者を出している極めて危険性の高い業務であると認識している。治安維持業務を行うことにより、自衛隊員に死亡者が発生することを政府は見込ん

でいるのか。もし、見込んでいない場合はその理由を、また、見込んでいる場合はその人数等の概要を示されたい。

右質問する。